

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月19日

佐賀県人事委員会委員長 中 野 哲 太 郎

佐賀県人事委員会規則第26号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年佐賀県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第12条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 100分の170（<u>県職員給与条例第17条第2項及び学校職員給与条例第20条第2項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）</u>にあつては、100分の210）</p> <p>(2) 再任用職員 100分の80（<u>特定幹部職員にあつては、100分の100</u>）</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この規則は、公布の日から施行し、昭和39年9月1日から適用する。</p> <p><u>(県職員給与条例附則第9項又は学校職員給与条例附則第17項の規定により期末手当及び勤勉手当の額から減ずる額に関する端数計算等)</u></p> <p>2 <u>第14条に定めるもののほか、次に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第12条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 <u>6月に支給する場合には100分の170（県職員給与条例第17条第2項及び学校職員給与条例第20条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条において「特定幹部職員」という。）</u>にあつては、100分の210)、<u>12月に支給する場合には100分の190（特定幹部職員にあつては、100分の230）</u></p> <p>(2) 再任用職員 <u>6月に支給する場合には100分の80（特定幹部職員にあつては、100分の100）、12月に支給する場合には100分の90（特定幹部職員にあつては、100分の110）</u></p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、昭和39年9月1日から適用する。</p>

改正前	改正後
<p>(1) <u>県職員給与条例附則第9項第3号に規定するそれぞれその基準日現在において同項の特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額（同項第1号の最低号給に達しない場合にあつては、同項第3号に規定するそれぞれその基準日現在において同項の特定職員が受けるべき同項第1号の給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額）</u></p> <p>(2) <u>学校職員給与条例附則第17項第2号に規定するそれぞれその基準日現在において同項の特定職員が受けるべき給料月額（同項第1号の最低号給に達しない場合にあつては、同項第2号に規定するそれぞれその基準日現在において同項の特定職員が受けるべき同項第1号の給料月額減額基礎額）</u></p> <p>(3) <u>県職員給与条例附則第9項第4号及び学校職員給与条例附則第17項第3号に規定する勤勉手当減額対象額（県職員給与条例附則第9項第1号及び学校職員給与条例附則第17項第1号の最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額）</u></p> <p><u>3 県職員給与条例第17条第5項の規定の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「合計額（）」とあるのは「合計額に、当該合計額に第4条の3第3項に定める割合を乗じて得た額（第4条の4第1項に規定する職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあつては、その額に、給料月額に同条第2項に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額（）」と、「合計額）」とあるのは「合計額に、当該合計額に第4条の3第3項に定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあつては、その額に、当該給料月額減額基礎額に第4条の4第2項に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）」とする。</u></p>	

改正前	改正後
<p>4 学校職員給与条例第20条第5項の規定の適用を受ける職員に対する附則第2項の規定の適用については、同項第2号中「給料月額」とあるのは「給料月額に、当該給料月額に第4条の3第3項に定める割合を乗じて得た額を加算した額」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額に、当該給料月額減額基礎額に第4条の3第3項に定める割合を乗じて得た額を加算した額」とする。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則第12条の規定は、平成29年12月1日から適用する。